

令和7年第1回太子町議会臨時会（第512回町議会）会議録

令和7年1月16日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第7号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 7 議案第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第4号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第5号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第6号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第7号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第7号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告）

- 6 議案第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 7 議案第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第4号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第5号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第6号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	14 番	清 原 良 典
15 番	松 浦 崇 志		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠
総 務 課 長	栗 田 政 知		

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

新たな年を迎え、何かと御多用の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和7年第1回太子町議会臨時会（第512回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため誠に御同慶にたえません。

さて、本日招集されました臨時会では、各会計の補正予算等条例改正について御審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重かつ迅速で的確な御審議をお願い申し上げます。

また、現在取り組んでおります議会改革の一環として、12月定例会に引き続き、本臨時会においても、本会議並びに委員会ともに服装の自由化を試行実施してまいります。どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（沖汐守彦） 令和7年第1回太子町議会臨時会（第512回町議会）が開会されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

松の内も過ぎ、寒気殊のほか厳しく感じられる頃となりましたが、議員各位におかれましては、公私とも何かと御多用のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の臨時会におきましては、予算案件6件、条例案件2件の合わせて8件の議事につきまして御審議をお願いするものであります。提出させていただきました案件の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第1回太子町議会臨時会（第512回町議会）を開会します。

これから日程に入ります。

正する条例の制定について及び日程第5、議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第7号、議案第8号の条例改正について、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第7号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は特別職の職員の期末手当につきましては一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じて、その支給月数を改正するものでございます。この条例の施行日は公布の日とし、期末手当の支給割合の改正につきましては、令和6年度分は令和6年4月1日に遡及適用、令和7年度分につきましては令和7年4月1日の施行としております。また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項により、議会議員の期末手当につきましても準用されますので、議会議員の期末手当も同様に支給が行われることとなります。

次に、議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて、一般職の職員の給与において改定を実施するものであります。この条例の施行日は公布の日とし、議案第7号と同様に、令和6年度分の改正につきましては令和6年4月1日に遡及適用、令和7年度分につきましては令和7年4月1日の施行としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、議案第7号及び議案第8号の条例改正についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第7号、第8号につきまして、詳細説明を一括して申し上げます。

まず、議案第7号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

第1条では、期末手当の改正につきまして、条例第3条第4項の表において、一般職の職員に準じて支給総月数を0.1月分引き上げております。この改正により、特別職の職員の期末手当の年間支給月数は「4.4月分」から「4.5月分」になります。所要額は21万9,000円となっております。

次に、第2条について説明をいたします。

第1条で改正いたしました期末手当の月数につきまして支給割合を変更するものであります。一般職の職員の期末勤勉手当において、令和7年4月以降、6月と12月の期末勤勉手当の支給月数を同月数とする改正を行うことから、これに準じて、6月「2.2月」、12月「2.3月」をいずれも「2.25月」に改正しております。なお、支給総月数の変更はございません。

次に、附則について説明をいたします。

この条例の施行期日等につきまして、附則第1条において公布の日に施行し、第1条の規定は令和6年4月1日に遡及適用すること、また第2条の規定につきましては令和7年4月1日から施行することを規定しております。附則第2条では、改正前の条例で支給されました期末手当は

改正後の条例の期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

続いて、議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本年の人事院勧告につきまして、その骨子は、令和6年4月時点の民間給与との較差1万1,183円を埋めるため、給料表の水準を平均で3%引き上げ、初任給につきまして民間との間に差があること等を踏まえ、高卒者で2万3,600円、大卒者で2万3,200円の引上げなどを実施することとなっております。また、賞与を民間の支給割合に見合うよう、「4.5月分」から「4.6月分」に引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとなっております。なお、給料につきましては令和6年4月より遡及適用し、期末勤勉手当につきましては12月期の支給分で調整することが勧告をされております。

条例につきまして、まず第1条であります。給料表の改正につきまして、条例第3条に係る別表第1を、初任給は民間との間に差があること等を踏まえ、高卒者で2万3,600円、大卒者で2万3,200円の引上げに伴いまして、若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で俸給表の改定を実施しております。また、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額につきましても、各級の改定額を踏まえ、所要の改定を行うものであります。対象職員は215名、所要額は約2,761万円となっております。

次に、再任用職員以外の職員における期末勤勉手当の改正につきまして、第19条第2項の期末手当において支給月数0.05月分の引上げ、第20条第2項第1号の勤勉手当において支給月数0.05月分の引上げに伴い、12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.05月分、合計0.1月分引き上げております。この改正により、当該職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.5月分」から「4.6月分」となります。また、再任用職員につきましては、「2.35月分」から「2.4月分」となります。期末勤勉手当に係ります影響人数は216名、所要額は約1,899万円となっております。

次に、第2条につきまして説明をいたします。

第19条第2項においては、第1条で改正しました期末手当の月数について支給割合を変更するものでございます。再任用職員以外の職員について、「6月1.225月、12月1.275月」を「1.25月ずつ」に改正をしております。また、再任用職員につきましては、「6月0.6875月、12月0.7125月」を「0.7月ずつ」に改正しております。

第20条第2項第1号においては、第1条で改正しました勤勉手当の月数について支給割合を変更するものでございます。再任用職員以外の職員について、「6月1.025月、12月1.075月」を「1.05月ずつ」に改正しております。また、再任用職員については、「6月0.4875月、12月0.5125月」を「0.5月ずつ」に改正しております。

次に、第3条について説明をいたします。

本条では、太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しております。本条例に規定する会計年度任用職員の給料表につきましては、一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表と同様、人事院勧告の内容に準じていることから、一般職の職員の給料表の改定と同様の改正を行っております。本俸、期末勤勉手当の増額分、各種負担金を合わせまして、所要額は約4,763万円となっております。なお、一般職及び会計年度任用職員の給料表の改正に伴う本俸、6月及び12月の期末勤勉手当の増額分、各種負担金と合わせまして、給与に関する所要額は約1億220万円となっております。

次に、附則について説明をいたします。

この条例の施行期日等につきまして、附則第1条において公布の日に施行し、第1条、第3条の規定は令和6年4月1日に遡及適用すること、また第2条の規定は令和7年4月1日から施行

することを規定しております。附則第2条では、改正前の条例で支給されました給与は改正後の条例の給与の内払いとみなすことを規定しております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第7号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩します。

（休憩 午前10時19分）

（再開 午後0時00分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

間もなく正午を迎えますが、会議を続行いたします。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいております議案第7号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての議案2件について委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号及び議案第8号の議案2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第7号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(松浦崇志) 追加日程第1、議案第7号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び追加日程第2、議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

これらの議案2件について、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、読み上げまして報告に代えさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第7号。付託年月日、令和7年1月16日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年1月16日木曜日午前10時23分から午前10時55分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①議案第8号において、一般職の賞与は「4.5月」を「4.6月」に改正し、特別職の賞与は「4.4月」を「4.5月」にすると説明があったが、その月数の違いはとの質疑に、平成9年の景気の低迷で住民生活が大変な状況になったことや、平成17年に市町村合併を見送り、単独での自治体運営を決断したことを受けて、特別職の賞与のみ0.05月の引上げを2回見送った経緯があるとの答弁があった。

②過去の例からすれば特別職においては引き上げることを見送る場合もあるのかとの質疑に、重大な事情があれば見送る場合もあるが、このたびは一般職の職員に準じて引き上げることとしたとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

続きまして、1、審査した事件。議案番号、議案第8号。付託年月日、令和7年1月16日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年1月16日木曜日午前10時23分から午前10時55分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①国家公務員の給料表は10級までだが、太子町職員の給料表はそのうちの1から7級を準用し

ているのかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁があった。

②民間給与較差 1 万 1,183 円とあるが、人事院はどのような民間企業と比較したのかとの質疑に、公務の行政職俸給表 1 と類似すると認められる職種、事務、技術関係職種の常勤の従業員、企業規模、事業所規模 50 人以上の給与額について調査、比較しているとの答弁があった。

③大卒者は 2 万 3,200 円、高卒者は 2 万 3,600 円の初任給引上げとのことだが、その場合、初任給は幾らになるのかとの質疑に、大卒者は 1 級 29 号給で「20 万 2,400 円」から「22 万 5,600 円」になる、高卒者は 1 級 9 号給で「17 万 900 円」から「19 万 4,500 円」になるとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により 1 議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第 7 号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

賃金の上昇をはるかに上回る諸物価高騰の中で、連日ガソリン価格であるとか、あるいは野菜の値段が上がっているとの報道が行われており、町民の生活は大変厳しい状況にあります。減り続ける年金生活者は、スーパーに行っても食事に何をかうか迷っているというのが現状であります。人事院勧告はあくまでも町職員などの給与、手当の引上げであって、特別職の手当引上げの根拠にはならないというふうに考えております。まして、行財政改革の名の下に、敬老祝い金の削減であるとか、水道料金の大幅値上げなど、町民に負担を強いる中での引上げは自粛すべきだと考えております。先ほど委員長報告の中でもありましたように、現に平成 9 年あるいは平成 17 年にそれぞれ 0.05 月の引上げを見送っておるというのも実情であります。太子町の特別職の給与が高いという町民の声は多く、現に特別職の給与そのものを減額している実情でもあります。給与の減額とは相矛盾する期末手当の引上げは町民の理解を得られず、強い批判が出るのは必至であります。物価高騰で町民の暮らしが大変な中、特別職の期末手当の引上げは認められない、このことを申し上げて反対討論といたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 賛成全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）

○議長（松浦崇志） 日程第6、議案第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る経費及び給与改定に伴う人件費関係の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2億7,796万円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億5,686万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、諸収入の追加であります。

歳出予算につきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費の追加であり、うち人件費は9,497万3,000円の追加でございます。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、議案第1号についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） それでは、議案第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）につきまして説明申し上げます。

まず、人事院勧告による人件費の追加総額は9,497万3,000円でございます。常勤職員の給与及び手当等を4月に遡って改定し、議員及び会計年度任用職員も同様に差額を支給するものでございます。また、勧告に伴いまして、町給与条例に準じた社会福祉協議会職員の給与改定分に係る補助金及び委託料等についても措置しております。なお、科目ごとの説明は省略させていただきます。そのほか、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するために、国の補正予算第1号で措置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用に係る事業費を計上しております。

それでは、歳出から説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の補正のうち1億1,782万3,000円は、臨時交付金を活用した住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る経費でございます。令和6年12月13日を基準に、令和6年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割課税者の被扶養者のみで構成されております非課税世帯に対しまして、1世帯当たり3万円と18歳以下の児童1人当たり2万円を加算し、支給するものでございます。経費の内訳は人件費や事務用消耗品、郵送料、給付システム処理委託などの事務費に482万3,000円、給付金は対象世帯を3,400世帯、子供加算550人と見込み、1億1,300万円を計上しております。

16ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節10需用費7万円、節12委託料1万円及び節18負担金、補助及び交付金196万円の追加は、県の補助事業として、民間の保育施設、認定こども園、放課後児童クラブに対して支援をするものでございます。

20ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節12委託料6,312万4,000円の追加は、臨時交付金を活用した事業者に対するエネルギー価格等高騰緊急対策支援金の支給経費でございます。令和6年4月から令和7年3月までの任意の2カ月間で使用した燃料代や電気料金等の経費の合計が10万円以上となった事業者を対象に、30万円を上限として、その経費の30%を補助するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款11地方交付税1億1,673万5,000円の追加は、再算定により追加となった金額のうち、給与改定分及び臨時経済対策分などを補正するものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億5,902万円の追加は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金など生活者や事業者への支援に充てる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、補助率は10分の10でございます。このうち119万7,000円は、令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）に計上いたしました給食用精米の価格高騰分に財源充当してお

ります。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金204万円の追加は、県の補助事業の補正に伴うもので、補助率は10分の10でございます。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節3衛生費雑入16万5,000円の追加は、派遣職員の人件費補正に伴うものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りまして、原案のとおり御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（松浦崇志） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 1点だけ質疑いたします。

25ページですけれど、款6の保健体育費のところに国県支出金の119万7,000円が入っておりますけれど、これが先ほど説明がありました学校給食費の精米に係るという、そこがこれに当たるということですか。これは国の地方創生交付金の内訳の1つだというふうに考えたのですが、そのどこに充当してるのかということについての説明をお願いします。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） これにつきましては、まず歳入のほうで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金がございます。そのメニューの内訳としまして、まず低所得者支援枠というのと、あと推奨事業メニュー枠というのがございます。その推奨事業メニュー枠の中で、米の購入費の補助という形で119万7,000円を上げさせていただいております、これは先ほどの詳細説明のほうでもお話しさせていただきましたけれども、令和6年の一般会計の補正予算（第5号）におきまして計上いたしました給食用の精米価格上昇に伴いますものに対して充当しまして、財源更正を行ったというものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 20ページの商工振興費の12の委託料でエネルギー価格高騰緊急対策支援金の委託料なのですが、こちらのほうは——委託料なので、——委託は商工会なのかとは思いますが、そういった流れでの支給といいますか、そういった形で、もうちょっと詳細な説明と、あと見立てとしてはこれぐらいの金額を上げてますけれども、これが上手にうまく活用されて、全部きれいに支給されるというふうに思っただけの委託設定なのかというのを確認したいと思います。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） このエネルギー価格の高騰緊急対策事業でございますが、昨年行いましたエネルギー価格の緊急対策と同様に、商工会のほうに委託を考えてございます。流れといたしましては、議決されましたら、すぐに商工会のほうと協議を行いまして、今月中にできれば契約のほうをさせていただいて、できるだけ中小企業の皆さんに早いこと届けるということを前提に、できれば年度内に募集のほうをできるよう努めてまいりたいと考えてございます。そして、昨年行いましたエネルギー事業の件数は104件と、104事業者しか行き渡らなかったということもございまして、今年度につきましては、2カ月間におきまして25万円だったやつを2カ月間で10万円まで引き下げてございます。それで、小規模事業者様、また個人事業主様まで支援がで

きるように事業としては進めてまいりたいというふうに考えてございまして、今のところ1,200社を予定してございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

山本順久議員。

○山本順久議員 24ページの款10、項3、目2教育振興費、節1の報酬の部活動指導員報酬が追加になっておりますが、これは人件費の改定で上がったのか、指導員が増えたのか、それをちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） こちらにつきましては、職員と同様に、人件費の上昇に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 令和6年度一般会計補正予算について反対討論を行います。

本予算案は特別職の期末手当の引上げが含まれておりますので反対をいたします。理由としては、先ほど議案第7号で述べたとおりであります。

以上です。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第 3 号 令和 6 年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 4 号 令和 6 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 5 号 令和 6 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 議案第 6 号 令和 6 年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（松浦崇志） 日程第 7、議案第 2 号令和 6 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から日程第 11、議案第 6 号令和 6 年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第 2 号から議案第 6 号までの各会計の補正予算につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第 2 号令和 6 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。給与改定に伴い人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ 236 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 34 億 5,755 万円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費において給与改定に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第 3 号令和 6 年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。同じく給与改定に伴い人件費及び関係経費の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ 443 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 27 億 7,159 万 6,000 円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、地域支援事業費の追加と基金積立金の減額であります。

次に、議案第 4 号令和 6 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。同じく給与改定に伴い人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ 36 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 9,121 万 4,000 円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費において給与改定に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第 5 号令和 6 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてであります。これも同じく給与改定に伴い人件費関係の補正を行うものであります。

まず、第 2 条におきまして、収益的収入の款 1 事業収益に 2 万 5,000 円を追加し、収益的収入の総額を 5 億 2,728 万 8,000 円としております。

また、収益的支出の款 1 事業費用に 199 万 2,000 円を追加し、収益的支出の総額を 5 億 4,166 万円としております。

次に、第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を追加しております。

第 4 条は、他会計からの補助金の補正でございますが、第 2 条の収益的収入の補正につきまして増額するものでございます。

最後に、議案第 6 号令和 6 年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてであ

りますが、同じく給与改定に伴い人件費関係の補正を行うものであります。

その内容としましては、収益的収入に1万5,000円を追加し、下水道事業収益の総額を12億9,877万円とするものであります。

収益的支出につきましては、給与改定に伴う人件費142万4,000円を追加し、下水道事業費用の総額を12億4,474万3,000円とするものであります。

次に、第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を追加しております。

以上のとおりでございますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第2号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 賛成全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第3号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 賛成全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第4号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 賛成全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第5号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第3号)について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 賛成全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第6号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第3号)について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 賛成全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回太子町議会臨時会（第512回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時42分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件を滞りなく議了することができましたことは、町政伸展のため誠に御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、明日は1月17日であります。阪神・淡路大震災から30年という大きな節目を迎えます。震災の記憶は30年で風化すると言われております。私たちは震災の経験と教訓から何を学び、そして次の世代へどのように継承していくのか、しっかり考えていく必要があります。町当局、議会それぞれの立場から防災・減災活動に主体的に取り組み、日常からの備え、防災意識の向上を実践してまいりたいと思います。

まだまだ寒さが厳しい日が続きますが、議員各位におかれましては、この上とも健康に御留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第1回太子町議会臨時会（第512回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、予算案件6件、条例案件2件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御承認いただきましたこと深く感謝を申し上げる次第であります。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力をしてまいります。

寒さ厳しい季節ですが、議員各位におかれましては、御健康に十分御留意をいただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に際しての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

太子町議会議長            松    浦    崇    志

署名 議員            森    田    哲    夫

署名 議員            玉    田    正    典